

随意契約理由書

1 案件名称

平林小学校外壁改修その他工事 監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 建綜研

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 建綜研は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9341)

随意契約理由書

1 案件名称

豊崎第2住宅1号館設備工事 設計業務委託

2 契約の相手方

(株)旭設備計画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株)旭設備計画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ (電話番号 06-6208-9386)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場本場東棟買荷積込所新築工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 小西設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社小西設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1 案件名称

長吉出戸第2住宅1・2号館耐震改修その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

(株)匠設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株)匠設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ

(電話番号 06-6208-9248)

随意契約理由書

1 案件名称

西島小学校増築その他工事 監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 小西設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社小西設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9354)

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破東住宅集会所整備その他工事外1件監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社スリーエース総合設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社スリーエース総合設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ（電話番号 06-6208-9247）

随意契約理由書

7

1 案件名称

萩之茶屋住宅他3施設解体撤去工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 ニュージェック

3 随意契約理由

本設計業務は、萩之茶屋住宅他3施設解体撤去工事の実施設計を行うものである。上記業者は、平成27年度に、新たな萩之茶屋第1住宅と萩之茶屋第2住宅を含む旧萩之茶屋小学校敷地全体の基本計画図等の作成を行うとともに、既存の萩之茶屋住宅、社会医療センター、労働センター及び職業安定所が複合した、呼称「あいりん総合センター」（以下、センター）について、地域住民や有識者等が参加する「あいりん地域まちづくり会議」での議論に資するため、新たなまちづくりに必要不可欠となる解体方法の検討を行っている。

この検討においてセンターが、13階、9階、4階建てからなる複雑な形状をした高層の建築物であること、建築物が道路に近接し、解体重機を配置するスペースの確保が困難なことなど、解体工法や手順、仮設計画において、難易度の高い検討が必要であり、これらの特殊性と新たなまちづくりに向けての計画実現性等について地域に説明していくことの必要性に鑑み、一部、実施設計で行うような構造検討にまで踏み込んだ考察がなされている。

一方、センターには耐震性に課題があることから、平成30年度の同まちづくり会議の意向を踏まえ、解体工事は各施設が全て移転完了した後に一体解体すること、平成32年度に工事着手することとなった。具体的なスケジュールとしては、各施設の管理者4者（大阪市（都市整備局・福祉局）、大阪府、厚生労働省）で解体事業に向けた協議を行った結果、解体撤去工事の実施設計については都市整備局が一括して行い平成30年度中に完了すること、平成31年度上半期に予算確保及び工事発注に向けての調整を行うことなどが決定された。

実施設計では建物の複雑な形状や敷地条件などの特殊性を反映させた内容が求められることから、既に検討がなされた解体方法と構造の検討資料を用いることが解体にかかる業務には不可欠であり、上記業者に委託することで業務が一元化され責任の所在が明確になる。

また、上記業者であれば、敷地全体の計画内容を熟知しており、実施設計を行う上で必要となる図面のデータも保有しているため、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ（電話番号 06-6208-9238）

随意契約理由書

1 案件名称

中大江小学校増築その他設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社日本設備総合研究所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社日本設備総合研究所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課(設備グループ) (電話番号 06-6208-9365)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場東棟買荷積込所新築設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

(株) 総合設備コンサルタント

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 総合設備コンサルタントは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9353)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市営住宅管理システム改修（新元号対応）業務委託

2 契約の相手方

S C S K株式会社

3 随意契約理由

本業務は、新元号の施行に対応するため、市営住宅管理システムにおける各種システム帳票及び機能等の改修を行うとともに、今後、元号変更の必要が生じる場合等に速やかに対応可能となるように改修を行うものである。

本システムは、情報の検索や更新を効率的に実現するための高度なデータベースや運用経費、将来の更新費用を低廉なものとするための仮想化技術などの技術を導入している。本システム改修にあたって、このような技術に対応できるとともに、本システムの細部に至るまで仕様に精通している必要がある。

S C S K株式会社は、本システムの開発・設計・再構築及び運用保守業務を受注し、本システムの全仕様を把握しており、本業務及び安定的な保守対応が可能な唯一の業者であることから、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部管理課（電話：06-6208-9213）

随意契約理由書

1 案件名称

加島北住宅1号館建設工事 設計業務委託4

2 契約の相手方

(株) 小河建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、本設計業務委託についてプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 小河建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ (電話番号 06-6208-9245)

随意契約理由書

1 案件名称

東喜連第2住宅1号館（1・2区）設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日本設備総合研究所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、本監理業務委託についてプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 日本設備総合研究所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においても、プロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ（電話番号 06-6208-9386）

随意契約理由書

1 案件名称

茨田大宮第2住宅11号館解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

かしもと一級建築士事務所 柏本昭夫

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

かしもと一級建築士事務所 柏本昭夫は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9247)

随意契約理由書

1 案件名称

井高野第4住宅4・5号館解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

(株)いるか設計集団

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株)いるか設計集団は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部建設課 工事グループ（電話番号 06-6208-9247）

随意契約理由書

1 案件名称

池島住宅21～29号館解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社カナヤ建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社カナヤ建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部建設課 工事グループ（電話番号 06-6208-9247）

随意契約理由書

1 案件名称

勝三住宅 設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 施設工学研究所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、本監理業務委託についてプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 施設工学研究所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においても、プロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ (電話番号 06-6208-9386)